

# 公益財団法人 日本手工芸作家連合会 評議員会運営規程

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** 本規程においては、評議員会の運営に関する事項を定める。ただし、法令、定款に特別の定めがある場合はこの限りではない。

(構成)

**第2条** 定款第15条に基づき、評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(機能)

**第3条** 評議員会は、定款第16条に定める事項に限り決議することができる。

## 第2章 運 営

(種類及び開催)

**第4条** 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 次年度予算を審議する為、毎年3月

(2) 会長が必要と認めたとき

(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第180条に基づき、評議員から評議員会の招集請求があったとき

(招集)

**第5条** 評議員会は、定款第18条に基づき、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が評議員会を招集する。

3 会長は、前条第3項に基づき、評議員会を開催する場合は、請求のあった日から6週間以内の日を評議員会の日として評議員会の招集を遅滞なく行わなければならない。

4 理事は、定時評議員会及び臨時評議員会に諮問又は報告する事項を評議員会の日前までの10日前までに、事務局長経由会長に書面をもって提出しなければならない。

5 会長は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項及び報告事項を記載した書面をもって、評議員会の日前までの1週間前までに、評議員及び監事に通知しなければならない。

6 前号の評議員会招集に係る招集通知の作成・発送、会場の設営等の庶務的事項は事務局長がこれを行う。

(招集手続の省略)

**第6条** 評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、前条第5項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員の提案権)

**第7条** 評議員は、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。その請求は、評議員会の日前までの4週間前までに、書面をもって事務局長経由会長宛に行わなければならない。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項について議案を提出することができる。

ただし、法令又は定款に違反している議案及びこの3年間に議決権を有する評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった議案を提出することはできない。

- 3 評議員は、書面をもって事務局長経由会長に対し、評議員会の日々の4週間前までに、前項の議案を第5条第5項の招集通知に記載し、評議員に通知することを請求することができる。

(議長)

**第8条** 評議員会の議長は、定款第19条に基づき、出席評議員の互選により決定する。

- 2 議長に事故あるときは、事務局長の司会のもとで出席評議員の互選を行い、当該評議員会の議長を決定する。
- 3 議長が任期満了前に辞任する等欠けたときは、定款第19条第2項及び第3項に基づいて処理する。

(定足数)

**第9条** 評議員会は、議決権を有する評議員の過半数が出席しなければ開催できない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に定められている事項に該当するときは、議決権を有する評議員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

(理事・監事の説明義務)

**第10条** 評議員は、評議員会において、理事及び監事から特定事項について説明を求めることができる。

### 第3章 議 決

(範囲)

**第11条** 評議員会は、法令又は定款に定められた事項に限り決議することができる。

(議決)

**第12条** 決議方法は、次の2種類とする。

- (1) 普通決議：定款に別段の定めがある場合を除き、評議員会の議決に加わることができる評議員（議決権を有する評議員）の過半数が出席し、出席した評議員の過半数によって決議する。
  - (2) 特別決議：評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。
- 2 代理出席や出席せずに書面による議決権の行使は、これを認めない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条に基づき、会長から評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を有する評議員の全員が、書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとする。

(決議事項)

**第13条** 前条第1項第1号により議決するものは次の事項とする。

- (1) 理事の選任及び解任
- (2) 監事の選任
- (3) 理事・監事の報酬等 ただし、定款に定めのない場合に限る
- (4) 損害賠償一部免除の理事への退職慰労金等の支給
- (5) 計算書類の承認
- (6) 精算人の選任及び解任

2 前条第1項第2号により議決するものは次の事項とする。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員の一部免除
- (3) 定款変更
- (4) 事業全部譲渡
- (5) 解散及び解散法人の継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) 基本財産の処分又は除外

(議事録)

**第14条** 定款第21条に基づき、次の事項を記載した議事録を書面をもって作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- (4) 評議員会において、次の事項について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
  - イ 監事の選任等についての意見の陳述（一般法第74条第1項・第2項）
  - ロ 監事の評議員会に対する報告義務（一般法第102条）
  - ハ 監事の報酬等（一般法第105条第3項）
- (5) 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名
- (6) 評議員会の議長の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

2 第12条第3項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた場合は、次の事項を記載した議事録を書面をもって作成しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

3 議事録は、評議員会議長が作成する。

4 定款第21条第2項に基づいて、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は前項の議事録に記名押印する。

5 議事録は、評議員会の日から10年間、本部事務所に備置しなければならない。

6 議事録の保管管理は事務局長が行う。

## 第4章 補 則

(規程の改廃)

**第15条** 本規程を変更又は廃止するときは、理事会及び評議員会の承認を得て行うものとする。

### 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。